

## 平成26年度地下水の水質測定結果について

平成27年10月13日

環境政策課

愛媛県環境審議会の答申を受けて作成した「平成26年度地下水の水質測定計画」に基づき調査した結果は、次のとおりでした。

1 調査期間 平成26年4月～平成27年3月

2 実施機関 愛媛県、松山市、国土交通省

### 3 調査結果の概要等

#### (1) 継続監視調査

##### ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
県	52	4 <sup>※1</sup>	—
松山市	13	5 <sup>※2</sup>	—
国土交通省	6	13 <sup>※3</sup>	5 <sup>※4</sup>

※1 砒素、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※2 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※3 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジブチル

※4 クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン

#### イ 調査結果（基準超過地点）

##### ○ 環境基準項目

調査を実施した71地点において、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が19地点で、環境基準を超過した。

（平成25年度は、テトラクロロエチレンが1地点、砒素が1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が24地点超過）

##### ・テトラクロロエチレン

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	平成26年度	平成25年度	環境基準
松山市	松山市生石町	0.030	0.027	0.01以下

##### ・砒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	平成26年度	平成25年度	環境基準
愛媛県	今治市関前小大下	0.015	0.016	0.01以下

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位:mg/L)

調査機関	調査地点	原因	調査結果	
			平成26年度	平成25年度
県	今治市山口甲	施肥	14	14
	今治市宮窪町友浦	施肥	15	13
	今治市大三島町野々江	施肥、生活排水	13	14
	今治市上浦町盛	施肥	16	15
	今治市上浦町井口	施肥	14	23
	今治市大西町九王	施肥	18	18
	上島町弓削狩尾	施肥	16	18
	上島町生名	施肥	19	19
	上島町岩城	施肥	14	17
	砥部町川井	施肥	17	22
	伊予市双海町上灘	生活排水	14	20
	伊方町二見	施肥	21	18
	八幡浜市保内町川之石	施肥	13	13
松山市	松山市山西町	施肥	20	20
	松山市吉藤	施肥、生活排水	24	23
	松山市宮野	施肥	11	13
	松山市津和地	施肥	14	11
	松山市宇和間	施肥	13	8.0
	松山市由良 <sup>***</sup>	施肥	15	15

※ 環境基準 10mg/L以下 ※※ 平成25年度は概況調査地点

- 要監視項目  
調査を実施した6地点において、指針値の超過はなかった。

(2) 概況調査

ア 調査地点及び測定項目

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
県	10	7 <sup>*</sup>	—
松山市	12	28	24

※ 砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、塩化ビニルモノマー、  
1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジクロロベンゼン

イ 調査結果

調査を実施した22地点全てにおいて、環境基準を達成した。  
(平成25年度は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で、環境基準を超過)

(3) ダイオキシン類調査

ア 調査地点

松山市 1地点

イ 調査結果

環境基準を達成した。(平成25年度も達成)